

平成29年2月27日

公認心理師カリキュラム等検討会座長 北村 聖 先生
公認心理師制度推進室 御中

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代
医療心理師国家資格制度推進協議会
会長 林 道彦
一般社団法人日本心理学諸学会連合
理事長 子安 増生

公認心理師制度に向けての要望

2月22日の第6回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームで提示されました資料4「大学及び大学院における必要な科目（試案）」の大学院の部分につきまして、以下の修正・加筆の要望をお願い致します。

要望事項

試案	修正・加筆要望
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	* 試案の⑦、⑧をまとめて＜心理支援に関する理論と実践＞に修正→⑦
⑦力動論に基づく心理療法に関する理論と実践	
⑧行動論に基づく心理療法に関する理論と実践	* ⑨を＜関係者・地域社会における支援に関する理論と実践＞と変更→⑧
⑨家族関係・地域社会における心理療法等に関する理論と実践	* ＜心の健康教育に関する理論と実践＞を新設→⑨

理由

公認心理師法の第二条の定義では、公認心理師は**4つの行為**を行うことになっています。

・試案のA.心理実践科目の「⑥心理的アセスメントに関する理論と実践」は**第1の行為**に関連しています。

・試案の「⑦力動論に基づく心理療法に関する理論と実践」、「⑧行動論に基づく心理療法に関する理論と実践」は**第2の行為**に関連していますが、今日の現場での支援の方法は多岐にわたっています（別紙参照）。したがって特定の2つの技法のみを取り上げるということは現実に即していません。それで一般的な表現＜心理支援に関する理論と実践＞に修正されるよう要望します。

・試案の「⑨家族関係・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」は**第3の行為**に関連していますが、その行為をより明確にするために＜関係者・地域社会における支援等に関する理論と実践＞に修正されるよう要望します。

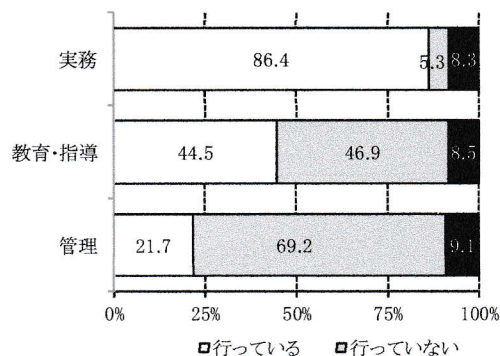
・試案には**第4の行為**に関連した科目がありません。それで、＜心の健康教育に関する理論と実践＞を新設されることを要望します。

(2) 業務

①主たる勤務機関での臨床心理関係業務の形態〈表35〉

※ここでいう実務とは、臨床心理面接、臨床心理アセスメント、臨床心理地域援助、臨床心理研究の4種類の基本的専門業務である。

臨床心理の実務に携わっているのは86.4%、教育・指導業務に携わっているのは44.5%、管理業務に携わっているのは21.7%であった。



☆第6回動向調査時の結果と比較して、無効回答率が改善した結果、各形態とも割合が増加した。

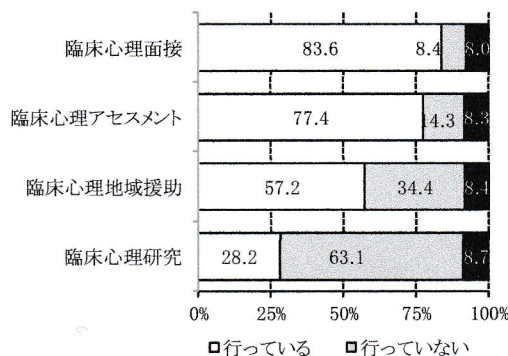
②主たる勤務機関での臨床心理関係業務の種類〈表36〉

臨床心理面接： 心理療法、心理相談、心理カウンセリング、心理指導、心理訓練などを含む（スーパービジョンは除く）。また、来談者中心療法、行動療法、精神分析、夢分析、箱庭療法、遊戯療法、芸術療法、家族療法、臨床動作法など、さまざまな臨床心理学的援助技法を含む。

臨床心理アセスメント： 諸種の心理検査、生活史や問題状況などについての査定面接、生活場面や遊戯場面、グループ場面での行動観察などを含む。

臨床心理地域援助： より効果的な援助を行うために学校や職場や地域社会に働きかけて調整するコーディネーション、他専門家へのコンサルテーションやチームとしてのリエゾン、一般的な生活環境の健全な発展のために心理的情報を提供する活動（他職種や地域住民を対象とする講演会・研修会講師）などを含む。

臨床心理研究： 心の問題への援助を行っていくうえで、技術的な手法や理論を確実なものにしていくための基礎となる、臨床心理的調査や研究活動、研究発表、事例発表などを含む。



主たる勤務機関で臨床心理面接を行っているのは83.6%であった。臨床心理アセスメントは77.4%、臨床心理地域援助は57.2%、臨床心理研究は28.2%が行っていた。

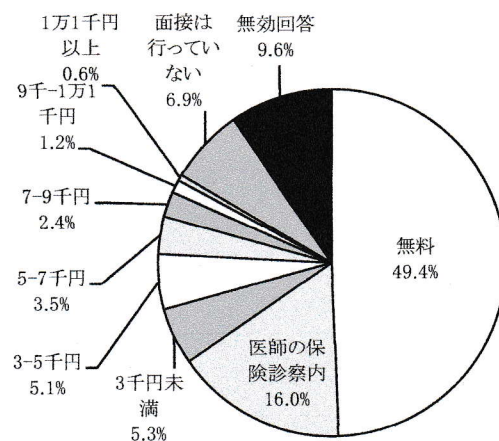
☆第6回動向調査時の結果と比較して、無効回答の率が減少し、臨床心理研究を除き、各業務種類の割合が若干増加した。

③主たる勤務機関での臨床心理面接料金（消費税込）〈表37〉

※ケースによって異なる場合は、最もよく支払われる金額を示す。

無料が49.4%、医師の保険診療料金に含まれているが16.0%、有料（自費）が18.1%であった。有料（自費）のなかでは、3,000円未満5.3%、3,000円以上5,000円未満5.1%、5,000円以上7,000円未満3.5%の順となった。

☆第6回動向調査時と比較すると、若干の変動はあるが、ほぼ同様の傾向であった。



2017年2月28日

公認心理師カリキュラム等検討会座長 北村 聖 先生
公認心理師制度推進室 御中

大学卒業者の受験資格に係る実務経験についての要望

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代

このたびは、公認心理師カリキュラム等のご検討に多大なご尽力をいただいていますこと、本会会員一同こころより感謝いたしております。

2月22日開催の第6回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームで検討されました「公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について（試案）」（資料5）において検討されました受験資格を得るための実務経験の期間につきまして、下記の要望を申し上げます。

要 望

「大学卒業後、文部科学省令・厚生労働省令で定めた施設において、3年以上、公認心理師の業務を行った者に受験資格を与える」ことを要望いたします。

上記の実務経験の期間は、公認心理師法の付帯決議における「法第七条第一号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第二号及び第三号の受験資格は、第一号と同等以上の知識・経験を有する者に与える」ということに基づいています。大学卒業後、公認心理師の業務を行いながら、公認心理師養成の大学院2年間教育と同等以上の教育を受けるためには、少なくとも3年以上の期間を必要とするゆえです。

つきましては、本要望を貴会の次なるご検討に反映させていただきますようお願い申し上げます。

2017 年 2 月 28 日

公認心理師カリキュラム等検討会 座長 北村 聖先生
厚生労働省 関係各位
文部科学省 関係各位

公認心理師のカリキュラム検討に関する要望書

一般社団法人日本心理学諸学会連合理事長（公認心理師カリキュラム等検討会構成員）子安増生
同 理事・事務局長（公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム構成員）沢宮容子

公認心理師のカリキュラム等検討に関しましては、検討会座長の北村聖先生、ならびに厚生労働省、文部科学省の皆様にご多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

私どもは、53 団体から成る心理学関連学会の連合体である一般社団法人日本心理学諸学会連合（以下、日心連）を代表し、公認心理師カリキュラム等検討会および同ワーキングチームに参加させて戴いておりますが、カリキュラム等検討会の経緯につきましては、延べ 9 万人以上の加盟学会会員も大いなる関心をもって注視しているところでございます。

そのような中、2 月 22 日の第 6 回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームで提示された「試案（資料 5）」中の公認心理師法第 7 条第 2 号に係る実務経験が「実務経験プログラムを持つ施設において 2～3 年の実務経験」と記された点につきましては、大きな懸念を抱いております。

最小限の「2 年の実務経験」でもよいこととなったならば、大学プラス大学院で教育を行うことが空洞化する可能性がきわめて高く「大学院課程修了者を基本とする」とした附帯決議の精神に背反するものとなります。また「附則第三条（受験資格に関する配慮）」の「定める期間を相当の期間とすること」の精神にも反するものとなります。

公認心理師は汎用性のある資格です。国民が公認心理師に求める最低限の質保証という観点からも、大学院教育での理論と実践の積み重ねなしに、主に単一施設での「2～3 年の実務経験」のみによって養成することには、少なからず危惧を抱かざるを得ません。諸外国における心理職の現状に鑑みても、公認心理師の専門性を維持するうえで大学院教育は必須です。

いったん水が低きに流れますと、それを元に戻すことはきわめて困難と思われます。心理学ワールドを代表し、日本の公認心理師養成が世界の潮流からはずれ「ガラパゴス化」しないよう、心より願うものでございます。

取りまとめに向けて、身を削るようなご努力ご苦心を重ねてくださっている皆様方には甚だ恐縮ではございますが、ぜひとも下記の要望を素案に取り入れていただきますよう、切にお願い申し上げます次第です。

記

公認心理師法第 7 条第 2 号に係る実務経験を「3 年以上」と明記する。

以上

2017年2月28日

公認心理師カリキュラム等検討会 座長 北村 聖 先生
厚生労働省 関係各位
文部科学省 関係各位

一般社団法人 日本心理臨床学会
理事長 鶴 光代

「公認心理師」受験資格に係る実務経験に関する要望

一般社団法人日本心理臨床学会は、2月22日のカリキュラム等検討会ワーキングチームで提示された「資料5：公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について（試案）」に対し、公認心理師を目指す大学卒業者の教育の質を担保する観点から、大きな懸念を抱いております。

以下の点についてご検討いただきますよう、強くお願い申し上げます。

要 望

大学卒業者が受験資格を得る場合に、「公認心理師法第7条第1号の者と同等以上の知識及び技能を有する」（附則第3条）に相当の期間は、3年以上とする。

理由

一般社団法人日本心理臨床学会では、大学卒業者が受験資格を得る場合に、「公認心理師法第7条第1号の者と同等以上の知識及び技能を有する」に相当の期間について、次のように提言してまいりました。（2016年9月19日）

- 大学院で学習すべき26単位相当の時数
 $45（時間／単位） \times 26（単位） = 1,170（時間）$
- 大学卒業後の講習は、週1回8時間、年間30回程度を妥当とする。
 $8（時間） \times 30（回／年） = 240（時間／年）$
- 妥当な期間は、5年と推計される。
 $1,170（時間） \div 240（時間／年） = 4.875（年）$

カリキュラム等検討会ワーキングチームにおけるこれまでの検討結果から出されました大学院で学習すべき科目を、単位数18単位で計算しますと、次のようになります。

- 大学院で学習すべき18単位相当の時数
 $45（時間／単位） \times 18（単位） = 810（時間）$
- 大学卒業後の講習は、週1回8時間、年間30回程度を妥当とする。
 $8（時間） \times 30（回／年） = 240（時間／年）$
- 妥当な期間は、3年以上と推計される。
 $810（時間） \div 240（時間／年） = 3.375（年）$

以上

2017年2月28日

公認心理師カリキュラム等検討会座長 北村 聖 先生
公認心理師制度推進室 御中

一般社団法人 日本心理臨床学会
資格関連委員長 宮崎 昭

「公認心理師養成カリキュラムにおける実習についての提言」について

このたびは、公認心理師カリキュラム等のご検討に多大なご尽力をいただいておりますこと、本会会員一同こころより感謝いたしております。

さて、本会の資格関連委員会では、本会カリキュラム委員会との合同で、別紙の次第で「公認心理師養成カリキュラムにおける実習についての提言」をまとめましたので、お送りさせていただきます。

本会の提言につきましてご理解をいただき、貴会の次なるご検討に反映させていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 5F

一般社団法人 日本心理臨床学会 事務局

TEL:03-6273-4061 FAX:03-5223-2755

secretariat@ajcp.jp

公認心理師養成カリキュラムにおける実習についての提言

公認心理師養成カリキュラムにおける講義、演習、実習科目の考え方

1. 知識と実践を統合するためには、講義、演習、実習科目を有機的に連動させる必要がある。実習を行う前に講義や演習で最低限の知識やスキルを身につけるだけでなく、実習と並行して知識やスキルを学ぶことで、他なる「丸覚え」でなく、意味を理解しつつ現場で活かせる体験の体系的理解に繋がる。
2. 学部の実習と大学院での実習は、目標とする内容や深度が異なるので、「講義・演習」から「実習」への一方向だけの学びとせず、「講義・演習」と「実習」の循環により、十分な知識、スキル、態度を修得することが望まれる。

1. 学部・大学院共通

① 実習科目の到達目標

「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標（たたき台）を基本とする。

新たに、「大学院における実習科目の到達目標」として、アンダーラインを付した事項について修正と追加を行う。

② 実習を担当する教員の要件

学部及び大学院の学内実習における「実習指導教員」及び学外実習における「実習指導者」（以下、「実習担当者」と呼ぶ）は、心理職としての十分な心理臨床の職務経験を持つとともに、スーパーバイザーとしての資質を保證された者が担当することが必要である。また、実習担当者は、実習担当者を対象とした研修会の受講を必須とする。経過措置においても、心理職としての十分な心理臨床の職務経験を持つとともに、スーパーバイザーとしての資質を保證された者が、実習担当者となることが必要である。

2. 学部の実習について

○ 学部における実習科目の到達目標

1. 公認心理師としての職責の自覚

1-5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務の内容を説明できる。

3. 多職種連携・地域連携

3-1. 多職種連携・地域連携による支援の意義について理解し、チームにおける公認心理師の役割を説明できる。

○ 実習対象施設：保健・医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働の5領域から3領域以上の施設・機関。

○ 実習内容と時間数（学部：80 時間）

- ① 事前指導：各実習予定施設についての事前学習（10～12 時間）
- ② 見学実習：公認心理師の業務内容と多職種連携・地域連携における支援の実際についての見学・体験（56～60 時間）
- ③ 事後指導：公認心理師の業務内容と多職種連携・地域連携における支援の実際についての報告（10～12 時間）

注1：実習担当者1人が担当できる学生数は15人までが望ましい。

注2：実習科目を履修するには、事前に、基礎科目「公認心理師の職業倫理」、「心理学概論」、「臨床心理学概論」の単位を修得済みであることを要件とする（実習科目は、必要な倫理、態度及び知識を身につけた学生に限定し、履修を認める）。

3. 大学院の実習について

○ 大学院における実習科目の到達目標

1. 公認心理師としての職責の自覚

- 1-3. 利用者（心理に関する支援を要する者等）の安全を最優先し、常に利用者中心の立場に立つことができる
- 1-4. 守秘義務と情報提供の重要性を理解し適切な取扱いができる。

3. 多職種連携・地域連携

- 3-2. 現場での実習において、チームの構成や各構成員の役割分担について理解し、チームの一員として参加できる。
- 3-3. 医療機関において「チーム医療」を体験する。
- 3-4. 実習施設の地域にある関係施設・機関との連携を体験する。

13. 心理状態の観察及びその結果の分析

- 13-2. 心理に関する支援を要する者等と関わりながらの行動観察について説明でき、適切に実施することができる。
- 13-4. 心理検査の適応及び実施方法を概説でき、正しく実施し、検査結果を解釈することができる。
- 13-5. 生育歴等の情報、行動観察、検査の結果等を統合させ、包括的に解釈を行うことができる。
- 13-6. 心理状態の観察結果に関する分析について、支援を要する者や関係者が理解できる資料を作成するとともに、説明することができる。

14. 心理に関する支援（相談、助言、指導その他の援助）

- 14-4. 心理に関する支援が必要な者のプライバシーに配慮できる。
- 14-5. 心理に関する支援計画を作成することができる。
- 14-6. 支援を実施した内容等について、適切に記録、報告、振り返り等を行うことができる。

23. その他

- 23-2. 具体的な体験や支援活動を、専門的知識及び技として概念化・理論化し、体系立てることができる。
- 23-3. 実習を通して心理に関する支援を要する者やその関係者についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる。
- 23-4. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供ができる。

○ 実習施設

- ① 学内の実習施設：大学院附属の臨床心理相談室等がこれにあたる。事例を長期継続的に担当する等の深い関わりをもった実習を実習担当者の指導を受けながら行うためには、系統的な実習プログラムにより、実習担当者としての要件を満たした者が指導することが必要である。そのためには、附属臨床心理相談室を実習施設として位置付け、大学院での講義・演習と関連付けて、実習科目の到達目標の指導を行うことが効果的である。
- ② 学外の実習施設：医療・保健、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働の 5 領域のうち、到達目標を考慮した実習プログラムと実習担当者としての要件を満たした者がいる施設・機関を実習施設として位置付けることが望ましい。

○ 実習内容と時間数（大学院：450 時間）

大学院における実習科目の到達目標を達成する観点から、以下の①と②を含む 3 領域以上の実習施設で、実際の事例とのかかわりを持つ実習を行う。3 領域の中には、医療・保健領域から医療機関での実習（90 時間：2 単位）を含むものとする。

- ① 学内の臨床心理相談室等において、実際の事例を継続的に担当する等の深い関わりをもつ実習内容（270 時間：6 単位必修）
 - ア. 電話等の受付業務
 - イ. インテーク（陪席を含む）とインテーク・カンファレンスへの参加
 - ウ. 心理アセスメント（3 ケース以上）
 - エ. 心理面接（3 ケース以上あるいは計 45 セッション以上）
 - オ. スーパービジョンを受ける
 - カ. 予防的な心理教育活動の実施
 - キ. 事例検討会での事例発表・討議への参加、事例研究
 - ク. 施設の運営実習

注：ア～クまでの項目を含む系統的な実習内容とする。

- ② 学外実習施設における実習内容（180 時間：4 単位必修）。

大学院の実習担当者による指導内容

- ア. 事前指導
- イ. 実習施設訪問しての実習ガイダンス
- ウ. 実習経過についての大学院指導教員による中間指導
- エ. 事後指導

学外実習施設の実習担当者による指導内容

- オ. 施設の概要と業務についての理解
- カ. 心理状態の観察・分析の実習
- キ. 相談業務の実習
- ク. 予防教育的な活動の実習
- ケ. 多職種連携・地域連携の実習
- コ. 事例記録・実習の報告記録
- サ. 管理運営に関する業務

注 1：ア～サまでの項目を含む系統的な実習内容とすることが望ましい。

注 2：学外実習施設における実習担当者 1 人が同一実習期間に担当できる実習生の数は 2 人までが望ましい。

平成 29 年 2 月 27 日

公認心理師カリキュラム等検討ワーキングチーム

座長 北村聖先生

公認心理師制度推進室各位

厚生労働省 関係各位

文部科学省 関係各位

公認心理師のカリキュラム検討に関する要望書

臨床心理分野専門職大学院協議会

会長 増田健太郎

会員校一同

公認心理師カリキュラム等検討ワーキングチーム（以下ワーキングチーム）におきましては座長北村聖先生並びに公認心理師制度推進室の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

公認心理師資格は、国民の多様で複雑な心の問題を援助するため大きな期待がある資格です。国民の期待に応えるべく、同ワーキングチームでは、到達目標及び大学・大学院で必要な科目について、北村座長の的確で公正な進行のもと、カリキュラムや国家試験などについて、一定の方向性が示されてきました。

第 6 回ワーキングチーム における公認心理師等(試案)の資料 5 において、実務経験プログラムの内容及び期間が示されました。しかし、その素案については、以下の点で疑問を抱かざるを得ません。第 2 回ワーキングチーム において、関係団体のプレゼンテーションが行われ、本協議会は「学部卒の実務経験は 5 年が必要」との意見を提案しました。第 4 回では北村座長から「学部卒 3 年」が提案され、公認心理師受験資格のメインルートである大学院教育との等質性・同等性を担保する必要があるとの論議を行ってきました。本法第 1 条の国民の心の健康の保持増進に寄与するために、公認心理師は大学・大学院で心理学の理論と実習を通して、質の高い公認心理師養成が必要であることは言うまでもありません。学部卒のカリキュラム内容と実習体験の期間についての再考と実施プログラム施設の第三者機関での認定について、以下の 3 点を、第 7 回ワーキングチームの 素案に取り入れて頂くことを強く要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

1. プログラムの内容について、「大学院教育に含まれる必要な科目 A 心理実践科目 9 科目、
B 心理実践実習科目」と同等性・同質性を担保するカリキュラムとすることを明記する。
理論学習は時間数を明記する。学外実習は 2 領域 120 時間とする。
2. 学部卒の実務経験を経て受験資格を得るまでの期間を、「3 年以上」と明記する。
3. 実務経験プログラムを持つ施設は、第三者機関の認証を受ける。

以上

平成 29 年 2 月 28 日

公認心理師カリキュラム等検討会 座長 北村聖先生

厚生労働省 関係各位

文部科学省 関係各位

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事 藤原勝紀



公認心理師のカリキュラム等検討に関する要望書

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、公認心理師は、臨床心理士と相補して国民の心の健康に資する同等の汎用性を持つ心理専門職資格であるという認識のもと、公認心理師資格カリキュラム検討の場に参加してきました。しかし、第 5 回ワーキングチームにおいて第 7 条第 2 号に係る実務経験の期間がいったん 3 年とされたにもかかわらず、第 6 回ワーキングチームで提示された案においては、「2～3 年」と変更されましたことにつきましては強く懸念しております。仮に 2 年でも可能となりますと、法第 7 条第 2 号において、法第 7 条第 1 号に定める大学卒業及び大学院課程修了者と同等以上の知識・技能を持つという条件が満たされない事態が生じかねないことは明らかであります。そこで法第 7 条第 2 号の学卒者の実務経験プログラムの充実に関して、以下の通り要望いたします。

法第 7 条第 2 号に係る実務経験プログラム内容としては

- ① 事例担当 3 例以上に関して、それぞれスーパービジョンを受けること。
- ② スーパーバイザーのうち一人は、施設外の指導者であること。
- ③ 担当した事例経過について考察した事例論文をまとめ、一定の水準が満たされること。
- ④ 週に一日の施設外実習日を設定し、他領域の実習を行うこと。
- ⑤ 施設外研修日における他領域の実習体験について、実習報告書をまとめること。
- ⑥ 大学院設定の 9 科目のうち、施設の属する領域外の実践に関わる 8 科目を履修すること。
- ⑦ 上記の①、③、⑤、⑥のために週一日の研修日を設定すること

などが想定されます。

これらの内容を備えた実務経験プログラムを行い、大学院カリキュラムと同等以上の内容を満たすためには、実務経験プログラム期間を最低でも 3 年以上とする必要があります。したがって、当協会は当該部分の記載を「3 年以上」としていただくことを強く要望致します。

また、現任者の受験資格に関する附則第 2 条第 2 項の適用について、平成 30 年度より開始される公認心理師試験に、多くの心理専門職現任者の出願が集中することが予想されます。この現任者の受験資格の条件が、附則第 2 条第 2 項適用に限定されると理解されることで現任者講習に対する希望者が集中し、現場において多大な混乱が予想されます。このような混乱を予防するために、平成 27 年 9 月 2 日衆議院文部科学委員会決議「心理専門職の活用の促進に関する件」と、同 9 月 8 日参議院文教科学委員会決議「公認心理師法案に対する附帯決議」に沿って

法の施行日までに臨床心理士養成指定校におけるカリキュラムを修めて大学院の課程を修了した者について、附則第 2 条第 1 項第 1 号の円滑な適用がなされますよう、ご配慮をお願いいたします。

2017年2月27日

公認心理師カリキュラム等検討会 座長 北村聖先生

厚生労働省 関係各位

文部科学省 関係各位

公認心理師のカリキュラム検討に関する要望書

日本臨床心理士養成大学院協議会

第5期会長 川畑直人



謹啓

公認心理師カリキュラム等検討会の座長北村聖先生、ならびに厚生労働省、文部科学省の関係各位におかれましては、公認心理師のカリキュラム検討に、多大なるご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。私ども日本臨床心理士養成大学院協議会（以下、本協議会）の多くの会員校は、今後、公認心理師の教育にも携わる可能性を見据え、カリキュラム検討の経緯を、我が身のこととして見守ってまいりました。そうしたなか、このたび2月22日のワーキングチームで出された試案（資料5）につきまして大きな懸念を持っております。

検討会ならびにワーキングチームでは、公認心理師資格を真に国民の期待に応えるものとするために、法の抜け道を許さぬ適正な養成のしくみをつくることが重要であることが、幾度となく確認されてきました。そのために、大学、大学院を通した養成の到達目標を定め、それを達成するためのカリキュラムの整備に時間を費やしてこられました。しかしながら、法第7条第2号にある、大学卒業後実務経験を経て受験資格を得るものが、十分な教育を受けることなく受験資格を得ることになれば、附則第3条に示された法第7条第1号を基本とし、同条第2号及び第3号の受験資格は、第1号と同等以上の知識・経験を有する者に与えられるという、公認心理師制度の骨格が揺らぎかねません。

今回の試案（資料5）では、実務経験プログラムの内容について触れられていますが、その中身は大学院のカリキュラムに比して、不明瞭な点が多く、その上受験資格獲得までの期間が「2～3年」と、実質、大学院と変わらない内容となっております。このままでは、単一の実務領域において、心理の専門性と関係のない実務にあたり、振り返りや指導のないまま時間を過ごすことでも受験資格が与えられることになるのではないかとという危惧を覚えます。本協議会では、緊急に理事会で審議を行い、実務経験プログラムは大学院修了者と同等の教育・研修を受ける内容とすることが必要であり、そのためには大学卒業後の実務経験を経て受験資格を得るまでの期間を、3年以上とする必要があることを確認いたしました。その上で、次回3月9日に出される素案では、下記のとおり「3年以上」と明記し

ていただくことを要望する決議をいたしました。

取りまとめに向けて、多大な労力をかけておられる皆さまには、誠に恐縮ではございますが、本協議会の懸念をお含みおきいただき、適切な素案を作成していただけますよう、心よりお願い申し上げます。

記

大学卒業後の実務経験を経て受験資格を得るまでの期間を、「3 年以上」としていただきたい。

以上

平成 29 年 2 月 28 日

公認心理師カリキュラム等検討会

座長 北村 聖 様

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

理事長 國分 康孝



公認心理師のカリキュラムならびに経過措置等に関する要望

国家資格公認心理師法の施行に向けて、カリキュラム等の具体化にご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。当一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会は、学校教育におけるカウンセリングの充実を推進している団体です。関連領域の6資格（学校カウンセラー、学校心理士、キャリア・カウンセラー、教育カウンセラー、認定カウンセラー、臨床発達心理士）の認定に関わる7つの団体によって構成しております。学校教育における公認心理師はスクールカウンセラーも含む資格にするために公認心理師カリキュラム等検討委員会ならびに同ワーキングチームにおいて、以下について実現を賜りますようお願いを申し上げます。

記

1. 公認心理師のカリキュラム等が、公認心理師法第二条に掲げられた4つの行為を業として十分に実践できる制度としてください。そしてこの主旨に沿っている、ワーキングチーム第2回で示された「三団体会談（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、一般社団法人日本心理学諸学会連合）案」を支持します。

〔4つの行為〕

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

具体的には、大学院で「心理アセスメント」「心理支援」「関係者支援」「心の健康教育」を含めることを要望します。

2. 「大学及び大学院における必要な科目」について、以下の点を修正してください。

- (1) 「⑭心理学的支援法」は「⑭心理学的支援法・カウンセリング心理学」と科目名を変更し、それに含まれる事項について内容を整理する。

【理由】臨床心理学は心理に関する問題の理解と支援に関する学問であり、心理学基礎科目に位置づけられています。臨床心理学は心理治療はじめ心理支援の基礎となる学問体系です。同様にカウンセリング心理学も、心理に関する問題の理解と支援に関する学問であり、臨床心理学と共通するところが多くあります。そ

れとともにカウンセリング心理学は、クライアントの幅広い問題の理解と支援、および人間の成長を促進する予防・開発的な理論と方法を提供します。したがって、公認心理師カリキュラムにカウンセリング心理学を含めることで、公認心理師の行為の基本を総合的に学ぶことになると思います。そこで、カウンセリング心理学を一つの科目とすることが理想的ですが、学部における履修科目数に限界があることを理解し、「心理学的支援」の科目に含めて「心理学的・支援・カウンセリング心理学」とすることを提案しております。関連する概念として「心理療法」と「カウンセリング」について下記の辞典で説明します。

●新版心理学辞典（下山晴彦他編，誠信書房，2014）

カウンセリングとは、言語的及び非言語的コミュニケーションを通して比較的健康度の高いクライアントを対象に、問題解決や人間的成長及び健康の促進を目的に行われる心理的援助活動を指す。カウンセリングに似た概念として心理療法や精神療法があるが、これらは特定の理論や技法に基づいた学派を基底とした心理的援助活動であり、カウンセリングに比してより病理性の高い人を対象とするという点で、専門的には区別される。

〔修正後〕 ※下線部が変更点

⑭「心理学的支援法・カウンセリング心理学」に含まれる事項

1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史，概念，意義，適応及び限界
2. 心理の支援を必要とする者の関係者に対して助言を行う能力
3. 心の健康教育（自殺予防含む）の能力
4. 心理学的支援の実際（コミュニケーション，プライバシーへの配慮）に関する能力

〔修正前〕

⑭「心理学的支援法」に含まれる事項

1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史，概念，意義，適応及び限界
2. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法
3. プライバシーへの配慮
4. 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援

(2) ⑰「教育・学校心理学」に含まれる事項の内容を整理する。

【理由】この分野の支援に関しては、公認心理師の4つの行為にしたがって、当事者本人を対象として問題に対応するだけではなく、未然防止や能力育成の範囲を含み、また支援の対象も保護者や学校教職員など幅広いことで事項を整理しました。

〔修正後〕 ※下線部が変更点

⑰「教育・学校心理学」に含まれる事項

1. 教育現場において生じる問題及びその背景
2. 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援
3. 教育現場において生じる問題を未然に予防するための，心の健康や発達に関する教育と教育環境の整備

〔修正前〕

⑰「教育・学校心理学」に含まれる事項

1. 教育現場において生じる問題及びその背景
2. 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援

(3) ⑭「産業・組織心理学」に含まれる事項の内容を追加する。

【理由】キャリア発達という視点で生き方としての職業に関する相談や発達の支援が求められ、充実している実態を反映するため。

〔修正後〕 ※下線部が変更点

⑭「産業・組織心理学」に含まれる事項

1. 職場における問題に対して必要な心理に関する支援
2. 組織における人の行動
3. キャリア発達の課題に関する支援

〔修正前〕

⑭「産業・組織心理学」に含まれる事項

1. 職場における問題に対して必要な心理に関する支援
2. 組織における人の行動

3. 公認心理師法附則第二条一、二、三、四に関連した科目の読み替えを検討してください。その際、附帯決議の一にある経過措置における配慮として、大学院レベルの教育で専門性に関する教育を基盤に認定している資格（例：臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士、ガイダンスカウンセラー）の養成教育を取り上げてください。

【理由】公認心理師の大きな活躍の場である学校で業を行っているスクールカウンセラーとしては、国家資格が定められるまでは、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士、ガイダンスカウンセラーが活躍してきました。また文部科学省教育相談等に関する調査研究協力者会議の最新の報告書（平成29年1月20日）では、スクールカウンセラーの資質として「臨床心理士とガイダンスカウンセラーの実績を考慮する」と示されています。

4. 経過措置の受験に必要な「公認心理師法第二条一、二、三に掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずる者」として、スクールカウンセラーだけでなく、教育委員会、教育センター、発達支援センターならびに諸学校における相談業務を担当する者、教育相談コーディネーター（生徒指導・児童支援コーディネーター専任教員）を含めてください。

【理由】「教育委員会、教育センターならびに諸学校における相談業務を担当する者、教育相談コーディネーター（あるいは、生徒指導・児童支援コーディネーター専任）」は、これまで学校教育において心理に関する支援を中心的に担ってきました。

以上

〔構成団体ならびに代表者〕

日本学校教育相談学会	会 長	栗原 慎二
日本学校心理士会	会 長	石隈 利紀
日本キャリア教育学会	会 長	三村 隆男
NPO 日本教育カウンセラー協会	会 長	國分 康孝
日本教育カウンセリング学会	理事長	河村 茂雄
日本カウンセリング学会	理事長	田上不二夫
一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構		
日本臨床発達心理士会	幹事長	莊厳 舜哉